

# 子どもたちの周辺

9.14

松田 隆

一九九二年に制定された育児休業法は、二〇〇五年四月から育児・介護休業法に改正され、就学前の子を養育する労働者に対して、

育児休業の取得、または勤務時間の短縮、看護休暇の取得ができるようにするなど、就業環境への配慮がなされるようになりました。

○三年には次世代育成支援対策推進法が制



## 育児の社会化を考える

### 「お母さんを支える社会システム」

つづけていますが、子の看護のための休暇は、各年度において五日までという規定があり、まして小学生以上の子どもに關しての規定はなく、予算的にも

えや社会全体で育児を支援する育児の社会化など、子育て支援に対する企業の伝統的な制度や慣行、価値観も見直していく必要があると思います。厚生労働省の、仕事と家庭の両立支援に関する研究会の報告にもあるように、女性の就業の促進がはかられ、働く女性への配慮、働きやすい社会環境づくりがなされ、ワークライフバランスが図られることが、合計特殊出生率の低下に歯止めをかけ、少子化を食い止めることになると思います。

子育ては親や家族にとつても大切なもので、その中から多くのかげがえのないものが得られ、多少の苦労があっても生きていく幸せを感じられるものだと思います。よく考えてみれば、私たちの生活の多くは子育てに費やされ、次世代になくするために仕事をしているのではないのでしょうか？ 子どもは国や社会(地域)の宝で、その子育てや家庭を支えるのは大人社会の役割であり、子どもの未来を創造することが地域社会を活性化すること

とつながります。今こそ子どもの視点に立った社会システムの整備、社会通念の醸成が必要だと思えます。  
(まつだ小児科医院 院長・NPO法人「未来」副理事長)  
(月1回掲載)

定され、事業主には、育児休業取得率の向上や仕事と家庭の両立支援を積極的に進めるなどの行動計画を策定して、実施することが求められています。○七年度雇用均等基本調査によれば、育児休業取得率は女性89・7%、男性1・56%で、○五年度に比べ女性で17・4倍、男性で約三倍と男女とも大幅に上昇しています。

育児のための勤務時間短縮等の措置を導入している事業所の割合も約一割上昇して、約五割になり、利用可能期間も長期化傾向にな

高年齢者福祉に比して子育て関連予算は少なく、児童手当や育児給付の充実など家族政策の財政支出を増やし、親への負担軽減を図る必要があると思えます。

一方、予算措置だけでなく、育児する権利や育児を受ける権利としての育児権という考

△×M▽第255回応用教育心理学研究会は、9月18日(木)午後7時半から、鳥取市永楽温泉町のホテルモナーク鳥取4階「大山」で、松田隆氏が「お母さんを支える社会システム」の演題で講演する。参加自由。会費500円。問い合わせは電話08558(36)4725、加藤さんへ(午後7時〜同9時)。